茨城大学教育学部附属特別支援学校　任期付栄養教諭 公募要項

国立大学法人茨城大学では、教育学部附属特別支援学校に勤務する任期付栄養教諭を、下記のとおり募集します。

1　募集職種・人数　任期付栄養教諭　１名

2　所属　茨城大学教育学部附属特別支援学校

3　勤務場所　茨城大学教育学部附属特別支援学校　〒312-0032 茨城県ひたちなか市津田 1955

4　採用予定日　令和９年４月１日

5　任期　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで
※1 事業年度ごとの契約
※勤務成績等により最大２回の更新可能性有り　最長令和 12 年３月 31 日

6　職務内容　栄養教諭として、主に次の業務を担当します。
1. 学校給食に関する栄養管理、献立作成、衛生管理及び食材管理等
2. 児童生徒に対する食に関する指導及び食育の推進
3. 食物アレルギー、偏食、肥満・やせ等、食に関する健康課題への対応
4. 学級担任、養護教諭、学校医、調理関係職員等との連携
5. 保護者への食に関する相談・情報提供
6. 学校給食の調理補助
7. その他、学校長が必要と認める学校教育及び学校運営に関する業務

7　応募資格　次の要件を満たす者とします。
1. **栄養教諭普通免許状（専修・一種・二種のいずれか）を有する者、又は令和９年３月 31 日までに取得見込みの者**
2. 栄養教諭としての職務を遂行するために必要な専門的知識及び技能を有する者
3. 教職員、保護者及び関係機関等と連携・協働して業務を行うことができる者
4. 教育職員としての職務遂行に支障がなく、関係法令上の欠格事由に該当しない者

【望ましい経験・資格】次のいずれかの経験等を有する者を歓迎します。
- 学校、特別支援学校等における栄養教諭・学校栄養職員としての勤務経験
- 管理栄養士の資格、児童生徒への食育・栄養指導の実践経験

8　勤務条件

(1) 勤務形態　常勤・フルタイム勤務（１日７時間４５分）

(2) 勤務時間　１年単位の変形労働時間制
所定労働時間外の有無：有
休日労働の有無：有

(3) 休日・休暇
土曜日、日曜日、祝日、年末年始等を基本とし、その他の休日・休暇については国立大学法人茨城大学の関係規定によります。
※学校行事等により休日に勤務する場合があります。

(4) 給与
国立大学法人茨城大学教職員賃金規程等に基づき支給します。

(5) 諸手当
通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等について、支給要件を満たす場合は本学規程に基づき支給します。

(6) 社会保険等
文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入します。

(7)受動喫煙を防止するための措置に関する事項
キャンパス及び学校敷地内は全面禁煙

9　応募書類

次の書類を提出してください。

1. **履歴書**　A4 判、写真貼付。学歴、職歴、資格・免許、連絡先、E-mail アドレス等を記載
2. **職務経歴書**　A4 判、様式任意。学校給食、栄養指導、食育、特別支援教育等に関する経験がある場合は、その内容を具体的に記載してください。
3. **誓約書（こども性暴力関係）**　本学所定様式
4. **栄養教諭免許状の写し**　取得見込みの場合は、取得見込証明書を提出してください。
5. **栄養士又は管理栄養士免許証の写し（あれば）**

※提出された応募書類は、本採用選考以外の目的には使用しません。
※応募書類は返却しません。選考終了後、本学の規程に基づき適切に処理します。

10　応募締切　令和 8 年 10 月 30 日（金）必着

11　応募方法　応募書類一式を封筒に入れ、封筒表面に「任期付栄養教諭応募書類在中」と朱書きし、郵送してください。

12　応募書類提出先　〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1
茨城大学教育学部附属学校園統括グループ「栄養教諭採用担当」宛

13　選考方法　第一次選考　書類審査
第二次選考　第一次選考通過者を対象とした面接（原則として対面）
※詳細は第一次選考通過時にお知らせします。
※面接等に要する交通費等は応募者の負担とします。

14　選考結果　応募者本人に文書又は E-mail 等により通知します。

15　問い合わせ先　〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1
茨城大学教育学部附属学校園統括グループ
TEL：029-228-8755
E-mail：fuzoku-admin[アット]m.ibaraki.ac.jp
※[アット]は@に変換のうえ送信してください。

16　特記事項　・附属学校園の業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、附属学校園の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、附属学校園の業務へ従事する条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、「誓約書（こども性暴力関係）」を履歴書と併せてご提出願います。

・以下の場合は、内定取り消し又は懲戒処分の事由となります。
〇学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
〇法人から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
〇犯罪その他社会的に不相当な行為を行い従業員として不適格と法人が判断したとき。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参照ください。

17　その他

1. 採用内定後、免許状原本その他本学が指定する書類を提出していただきます。
2. 応募書類に虚偽の記載があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。
3. 本学は、男女共同参画及びダイバーシティを推進しています。
4. 採用に際しては、国立大学法人茨城大学の関係規則・規程が適用されます。

【参考】茨城大学規則集（URL：https://houki.admb.ibaraki.ac.jp/lc25/）
関連する規則は下記のとおり
・国立大学法人茨城大学就業規則
・国立大学法人茨城大学教職員賃金規程
・国立大学法人茨城大学教職員退職金規程　等

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。